



防災週間に考える
台風・豪雨・地震への備え

その備えが、命を守る。

毎年9月1日は防災の日。

8月30日から9月5日は防災週間です。

近年は大型台風や集中豪雨による被害が頻発している一方で、発生が懸念される南海トラフ巨大地震への備えも求められています。災害から命を守るためには、一人一人の備え(自助)、地域の支え合い(共助)、行政による支援(公助)が欠かせません。今できる備えを一緒に確認してみましょう。

問合せ 防災対策課(Tel.23-7660)

ホームページID 390176486

防災の日・防災週間とは

1923年の関東大震災を教訓に、災害への備えの大切さを考えるために設けられました。



— あなたの家は大丈夫ですか？ —

南海トラフ巨大地震 想定される被害



強い揺れ



津波



停電



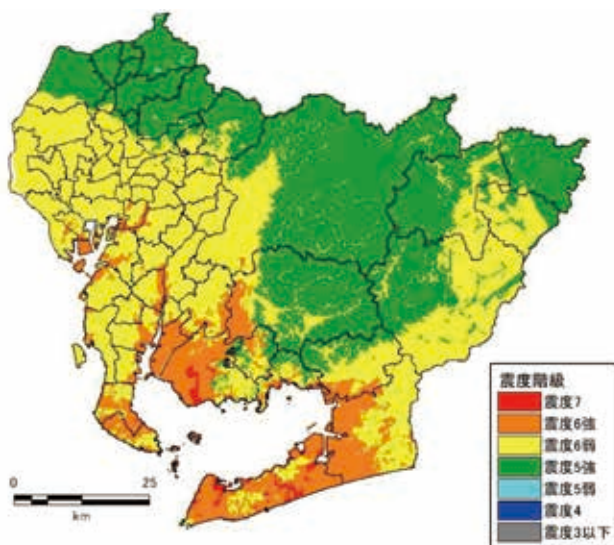
断水



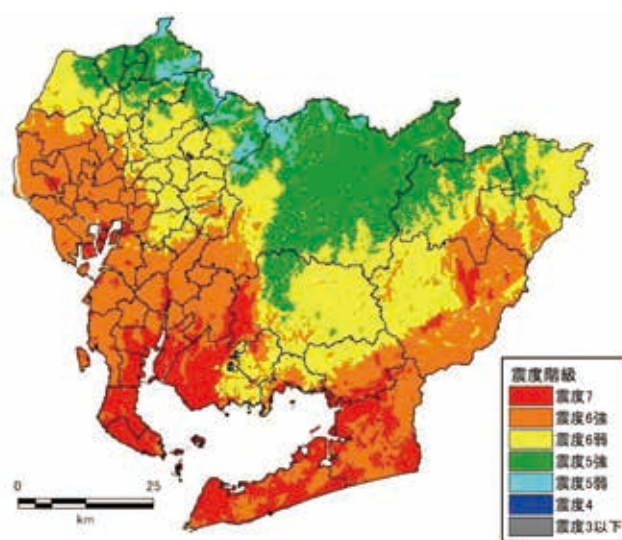
通信障害

愛知県南海トラフ地震被害予測結果が更新されました

過去地震最大モデル



理論上最大モデル



地震は一度で終わらないかもしれません。過去の事例では、最初の地震発生から約32時間後、後発地震が発生しています。1944年の昭和東南海地震では、約2年後に昭和南海地震が発生しています。このように後発的な地震が発生する可能性も考えられます。

大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。自治体などからの呼びかけに応じて適切な行動を取りましよう。地震はいつどこで発生するか予測できません。あらかじめ準備しておくことが大切です。

南海トラフは時間差で発生？

変更のポイント

過去地震最大モデルも理論上最大モデルのどちらも前回調査より揺れが強くなる地域が拡大しました。また、被害予測も修正されています。

【本市の修正内容】

- ・家屋の全壊・焼失棟数…約3,200件
- ・死者数…約200人
- ・避難者数…約5,400人

明日かもしれない災害

台風・豪雨災害 想定される被害



河川の氾濫



土砂災害



冠水



停電



▲只持橋(国道257号)
(令和5年)



本市は、山間部や豊川水系の河川が流れる地形から、大雨や台風による洪水や土砂災害への警戒が必要です。過去には、令和5年6月の台風2号や集中豪雨で河川の氾濫や住宅の浸水被害、土砂崩れ、倒木などの甚大な被害が発生しています。

災害の影響は？



▲作手守義岡崎設楽線(平成30年)

洪水・土砂災害ハザードマップ

自然災害から命を守るためには、一人一人が正しい知識と防災意識を持って事前に対策することが重要です。

- ◆大雨による災害から避難する際の考え方や参考となる情報
 - ◆市内の主要な河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域・深さ・土砂災害の危険箇所・避難所など
- 地区ごとにまとめてありますので、ぜひご活用ください。

備えのチェックリスト

- ☐ ハザードマップを見た
- ☐ 避難場所を知っている
- ☐ 避難経路を確認した
- ☐ 家具の固定・転倒防止をしている
- ☐ 非常持出袋を用意している
- ☐ 備蓄(食料・水など)がある
- ☐ 家族の連絡方法を決めている

要配慮者を守る①

「要配慮者」とは？

災害時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする方を言います。



・高齢者 ・障がいのある方 ・医療的ケアが必要な方 ・妊産婦 ・乳幼児 など

避難に時間がかかるため、警戒レベル3(高齢者等避難)の段階で避難を開始しましょう。

Case study ケーススタディ

① 一人暮らしの80代

避難情報が出てからでは移動が困難になる可能性があります。

▶ 警戒レベル3で 避難開始

- ・日頃から近隣住民とのつながりを持つ



② 車いす利用者

避難経路の確認や移動手段を事前に確認しましょう。

▶ 警戒レベル3で 避難開始

- ・支援者と避難方法を決めておく
- ・個別避難計画を作成する



COLUMN 2

福祉避難所とは？

一般の避難所での生活が難しい方のための「二次的な避難所」です。

利用対象例

- ・高齢者
- ・障がいのある方
- ・医療的ケアが必要な方
- ・妊産婦 など

災害の規模や避難所の状況を見て、市が必要と判断した場合に開設します(必ず設置されるとは限りません。)まずは一般の指定避難所などで状況を確認し、福祉避難所への入所が必要と判断された方が対象です。移送は原則ご親族などをお願いしています。難しい場合は地域の自主防災会などが支援し、それも困難な場合は市が適切な移動手段を確保して移送を支援します。

ホームページID 761251508

COLUMN 1

個別避難計画とは？

高齢者や障がいのある方などが、災害時に安全に避難できるように、

- ◆誰が支援するか
- ◆どこへ避難するか
- ◆どのように避難するか

あらかじめ決めておく計画です。計画を作るだけでなく、情報を共有しておくことが大切です。

ホームページID 553124920

ペットを守る

ホームページID 552597091

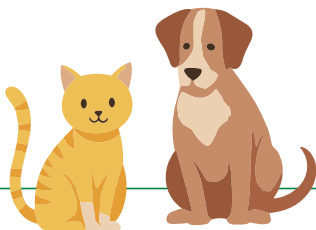
ペット同行避難

ペット同行避難とは、
災害時に犬や猫などのペットと一緒に
避難所まで避難することです。

準備しておきたいもの(犬・猫の場合)

- ☐ 首輪・名札(連絡先を記入)
- ☐ リード・ケージ・キャリー・クレート
- ☐ ペットフード・ペットシート・ポリ袋 など

- ◆避難所のスペースなどの事情で、受け入れできない所もあります。
- ◆屋内でペットと一緒に寝泊りできません。
- ◆日頃からケージやキャリー、クレートなどに慣らしておきましょう。
- ◆飼い主がいなくても平気でいられるように鳴き声をさせないなどのしつけが必要です。



要配慮者を守る②

子育て世帯が準備しておきたいリスト

子どもがいる世帯は、
普段使うものを多めに買っておきましょう。

- ☐ 粉ミルク・液体ミルク
- ☐ 哺乳瓶・消毒セット
- ☐ おむつ
- ☐ おしりふき
- ☐ 離乳食・ベビーフード
- ☐ 着替え(多めに)
- ☐ 母子健康手帳・保険証のコピー
- ☐ お気に入りのおもちゃ・絵本
- ☐ 抱っこひも・スリング
- ☐ ビニール袋・ガーゼ・体温計 など



ポイント

避難所で子どもが安心できるものを準備しておきましょう。

COLUMN 4

ペット(犬・猫)の避難に備える

避難所では、環境の変化でペットがストレスを感じます。
日頃から次のような準備をしておきましょう。

- ☐ ケージやキャリー、クレートに慣らす練習
- ☐ 他の人や動物に慣らす
- ☐ ワクチン接種・ノミダニ予防・健康管理
- ☐ しつけ(鳴き声・トイレトレーニングなど)

キャリー(クレート)トレーニングの例

Step1 キャリーを設置する(1週間)

- ▶ まずは生活空間に置くだけ

Step2 キャリーにフードを置く(1週間)

- ▶ 自分から入るまで待つ

Step3 キャリーにフードを投げ入れる(1週間)

- ▶ 10~20粒投げ入れ、回って顔を出したら10粒

Step4 キャリーの扉を閉める

- ▶ フードを持つと自ら入るようになったら閉める

COLUMN 3

「もし今日、保育園や学校にいる時に災害が起きたらどうしますか？」

◆子どもはどこに避難しますか？

➡子どもと離れ離れになった際に、特徴を伝えやすくするため、家族写真をスマホだけでなく、印刷して家族それぞれが携帯しましょう。

◆誰が迎えに行きますか？

➡誰がどの子をどの順番で迎えに行くか決めておきましょう。

◆連絡が取れない時はどうしますか？

➡集合場所や災害伝言ダイヤル171などの連絡方法を取り決めておきましょう。

家族で一度確認してみましょう。

自助 自分と家族の命を守る

— 最初に命を守るのは自分自身です —

事前に準備しておきたいこと(例)

- ☐ 飲料水(目安:1人1日3L)
- ☐ 食料(最低3日、できれば7日分)
- ☐ 懐中電灯・ランタン
- ☐ モバイルバッテリー
- ☐ 常備薬・お薬手帳
- ☐ 救急セット
- ☐ 衣類・下着・タオル
- ☐ 現金(小銭も)・身分証明書コピー
- ☐ マスク・ウェットティッシュ
- ☐ アルコール消毒液



知っておきたい警戒レベル

避難情報は5段階

避難するタイミングは「レベル3」と「レベル4」

警戒レベル	警戒レベル相当情報	とるべき行動
5	特別警戒	命の危険直ちに安全確保
4	危険警戒	危険な場所から全員避難
3	警戒	高齢者や避難に時間がかかる方は避難開始
2	注意報	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報	災害への心構えを高める

警戒レベル4までに必ず避難!

垂直避難とは、災害時に同一建物内の上階に移動する避難方法です。浸水や津波、土砂災害などの水平方向から迫る危険に対して有効です。例えば、1階から2階への移動、低層階から高層階への避難、屋根や屋上への退避などが挙げられます。

水平避難とは、離れた場所へ移動する避難方法です。例えば、避難場所・避難所への避難、家内で崖に近い部屋から遠い部屋へ退避などが挙げられます。

垂直避難と水平避難



避難とは、命を守るために危険な場所から離れることで、避難先は状況に応じてさまざまです。自宅が安全な場合は、無理に避難所へ行く必要はありません。

「避難」は避難所へ行くことだけではありません

避難の流れは、避難場所での身の安全を守り、安全が確認できたら避難所へ移動します。家屋が倒壊した場合や、今後危険が迫る場合などに移動します。

原則、避難所の開設は市の職員が行いますが、地震のように突発的な災害時は、職員が被災早期に開設できない場合や、建物自体が揺れにより損壊し、利用できなくなる場合がありますので、最寄り以外の避難所も確認しておいてください。



避難場所と避難所の違い

避難場所とは、火災や津波などの危険から命を最優先に守るために緊急的に逃げ込む場所です。市では指定避難場所を63か所設けています。指定避難場所は、指定緊急避難場所と呼ばれることもあります。

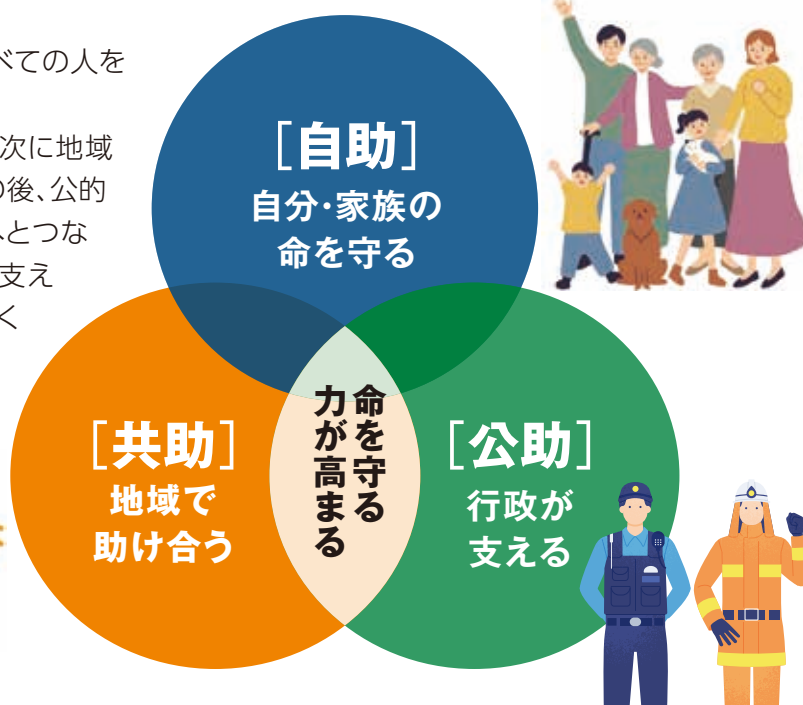
避難所とは、災害によって自宅が被災したり、ライフラインの停止によって生活が困難になったりした人が、一定期間生活するための場所です。市では指定避難所を新城地区に15か所、鳳来地区に16か所、作手地区に6か所設けています。

共助・公助 地域の力が命を守る

— 自助・共助・公助で地域を守る —

災害発生後は、行政や消防がすぐにすべての人を助けることは困難です。

まずは自分や家族の命を守る「自助」、次に地域で支え合う「共助」が重要になります。その後、公的機関による「公助」が加わり、復旧・復興へとつながります。「自助」「共助」「公助」は互いに支え合う関係にあります。災害に強いまちづくりのために、できることから備えを始めましょう。あなたの備えが、家族と地域の安心につながります。



災害発生数時間後～数日

[共助] 地域で助け合う

地域住民や企業などが連携し、お互いに助け合うことです。

できることの例

- ◆高齢者や支援が必要な方への声掛け・見守り
- ◆避難の手助けや避難誘導
- ◆防災訓練への参加・自主防災組織の活動
- ◆近所での情報共有
- ◆企業・事務所との連携

災害発生後数日～

[公助] 行政が支える

行政や消防、警察などが行う支援です。

役割の例

- ◆避難情報の発信・広報
- ◆避難所の開設・運営
- ◆救助・救急活動
- ◆被災者支援・物資の提供
- ◆ライフラインの復旧・生活再開後援

災害は防げなくても、被害は減らせる。

防災週間をきっかけに、一人一人ができることから始めてみましょう。
その一歩が、大切な命を守ります。



9月20日～26日は「動物愛護週間」人に癒しや楽しさを与えてくれる愛玩動物がペットです。



ペットと暮らすために 考えたいこと

—「かわいい」だけではなく、
愛情と責任を持ち最後まで大切に飼いましょう—

問合せ 環境政策課(Tel.23-7690)



ペットを迎える前に

ペットを飼う時は、家族の一員として、適正に飼うことができる頭数にしましょう。お世話の時間・費用面など、事前にしっかり考えてから迎えましょう。



ペットを迎えたら

ふん尿の処理、飼育場所周辺を清潔に保ち、においや鳴き声などで近所迷惑にならないようにしましょう。

ペット ランキング(令和6年)

1位 犬

2位 猫

3位 金魚・
熱帯魚

4位 亀

5位 小鳥

6位 ハムスター・モルモット

7位 は虫類

8位 昆虫類

9位 うさぎ

(民間調査会社参照)



その命、最後まで責任を持てますか

環境省「令和5年度 国民のペットに対する考え方調査」
によると

ペットが好きな方……69.4%

ペットを飼いたい方…68.3%



一方で、全国で動物愛護センターに引き取られる犬や猫は、平成29年度には約10万頭いました。そのうち、約4万頭がやむを得ず殺処分されました。犬や猫の寿命は10年以上です。ペットは愛情と責任を持って最後まで適正に飼いましょう。

不幸なペットを減らすためのお願い

- ◆マイクロチップ、鑑札を装着してください。
➡逃げてしまったときに発見の手掛かりになります。
- ◆不妊・去勢手術を受けることをおすすめします。
➡予定外に生まれた命が殺処分されることを防ぎます。
- ◆ペットが行方不明になったら次の機関に連絡してください。
➡保護された犬・猫を預かっていることがあります。

・愛知県動物愛護センター(Tel.0532-33-3777)・新城警察署(Tel.22-0110)
市環境政策課に情報が寄せられていることもありますので、お問い合わせください。

- ◆ペットの災害への備えも忘れずにしておいてください。
➡被災時に、ペットとの生き別れなどを防げます。



室内で飼育

猫を放し飼いにすると、近所の方の敷地や車などをふん尿で汚してしまうなど、トラブルの原因となります。また、交通事故や感染症、迷子などから猫を守るためにも、室内で飼いましょう。



飼い主のいない猫

飼い主のいない猫(のらねこ)に餌をやることで、猫が集まり、ふん尿やノミ・ダニなどで生活環境が悪化してしまいます。餌やりをするなら、不妊・去勢手術や、給餌場所の清掃・管理、トイレの設置・ふん尿の片付けなど、餌やりする方が責任を持って最後まで見守りましょう。



大切な命を、最後まで
愛情を持って育てましょう。
人もペットも、幸せに暮らせる
まちを目指して。



ホームページID 931220481

法定 犬の登録

以下、義務付けられています。

- ◆ 生後91日目から30日目までに市町村への登録
- ◆ 飼い始めたら30日以内に市に届出を提出
- ◆ 飼い主が変わった場合、鑑札を譲り受け市へ変更の届出を提出

法定 鑑札

新規登録・市町村の変更届出をした場合、犬の登録番号を記載した鑑札が交付されます。鑑札を首輪に付けることが義務付けられています。



法定 狂犬病予防注射

狂犬病は人が発症すると確実に死んでしまう怖い病気です。飼い主は犬に年1回狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。



法定 注射済票

獣医師から注射済証を発行された場合、それを市へ提示し、注射済票の交付を受けなければいけません。狂犬病予防注射済票を首輪に付けることが義務付けられています。



県条例 リードでつなぐ

県条例で犬の放し飼いは禁止されています。他の人の迷惑にならないように散歩中のリード装着や無駄吠え防止など、しつけをしっかりと行いましょう。



県条例 飼い犬が人を咬んでしまったとき

48時間以内に
愛知県動物愛護センター
(Tel.0532-33-3777)へ
届出が必要です。

